

奈良県新型コロナウイルス感染症医療従事者等激励金支給要領

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県内における新型コロナウイルス感染症患者の診療等に従事する医療従事者等を支援するため、奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金への県民、事業者等からの寄附金を財源として、一定の期間内に奈良県内の新型コロナウイルス感染症に対する医療を提供する医療機関に勤務し、同感染症患者等に対応する業務に従事した医療従事者等に対する見舞の意を表し、予算の範囲内において激励金を支給する。

(定義)

第2条 この要領において、「対象医療機関」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染の疑いのある者（以下「患者等」という。）の入院受入医療機関、帰国者・接触者外来を設置する医療機関、奈良県発熱外来認定医療機関の認定等に関する要綱第5条により認定を受けた発熱外来認定医療機関、その他知事が必要と認めた医療機関をいう。

2 この要領において、「対象業務」とは、新型コロナウイルス感染症の患者等に対応する次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 患者等の身体に直接接触又は近接して行う業務（診察、治療、看護、検査、機器の調整、搬送等）
- (2) 患者等により汚染又は汚染したおそれのある物件の処理業務
- (3) その他知事が必要と認める業務

(激励金の支給対象者等)

第3条 激励金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、別途定める期間（以下「対象期間」という。）において、対象医療機関に勤務（職種、勤務形態（常勤、非常勤）は問わないが、直接雇用されていた者に限る。）し、対象業務に従事した者とする。

2 激励金の支給は、原則として対象医療機関を通じて行う。ただし、やむを得ない場合は、支給対象者に直接支給できるものとする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、支給対象者が対象期間内に実際に対象業務に従事した1日につき2,000円とし、1日あたりの対象業務への従事時間は問わないものとする。

(支給方法)

第5条 知事は、対象医療機関に対し、支給対象者及び勤務実績等の情報提供並びに激励金の代理受領を依頼する。

2 対象医療機関は、前項の依頼に対し、激励金支給対象者等報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、（1）については、当該様式に記載すべき事項がすべて記載されている別の文書の添付をもって代えることができるものとする。

（1）勤務実績証明書（第2号様式）

（2）激励金代理受領委任状（第3号様式）

3 知事は、前項の規定により提出された書類の内容を確認し、支給対象者であると認められる者について、前条に定める激励金の額を合計した金額を、対象医療機関に対し支払う。対象医療機関は、代理受領した激励金を支給対象者に対し支給するものとする。

（代理受領によらない支給）

第6条 やむを得ない事情により、対象医療機関から前条第2項の報告がなされなかった支給対象者は、知事に対し激励金の支給を求めることができる。

2 前項の場合は、支給対象者は、激励金支給対象者申出書（第4号様式）を知事に提出するものとする。なお、提出の際は対象医療機関から勤務実績証明書（第2号様式）の発行を受け、申出書に添付するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年9月2日から施行し、同年4月1日から適用する。